

全建労発第 10 号
令和 8 年 4 月 7 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 今井 雅 則
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する
政令等（個人事業者等関係）の施行について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長より、本会会長に対し、別添のとおり、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号、令和 7 年 5 月 14 日公布）について、改正法の一部が令和 8 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、これに踏まえた整備政令、整備省令及び整備告示も併せて施行又は適用され、今般、個人事業者等関係の部分についての趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達の周知依頼がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、会員企業の皆様に周知方よろしくお願いたします。

以上

(担当：労働部 山崎 (直)、浜崎)